

成果指標				
成果指標	3種の障害者手当受給者の推移			
指標設定の考え方	重度障がい者の将来に対し一定の保障を行うことができ、その保護者に対しても将来に対する不安の一部解消にもつながるため、制度について周知し継続加入が図られたかどうかを判断する。			
区分年度	26年度	27年度	28年度	目標28年度
目標	100	100	100	100
実績	85	78	0	0

自己評価				
自己評価 (担当責任者)	妥当性	目的の妥当性	4	B
		市民ニーズへの対応	4	
		市の関与の妥当性	4	
	有効性	事業の効果	4	B
		成果向上の可能性	4	
		施策への貢献度	4	
	効率性	手段の最適性	4	B
		コスト効率	4	
		受益者負担の適正	4	
課題認識	県の指導監査にて、特別障害者手当の認定についても、知的・内部障がいについては、できるだけ、有期認定とするように指示を受けている。所得状況届のときに本人・家族の聞き取りを行い、場合によっては、診断書提出依頼も行う必要がある。			

一次評価				
一次評価 (所属長)	妥当性	目的の妥当性	4	B
		市民ニーズへの対応	4	
		市の関与の妥当性	4	
	有効性	事業の効果	4	B
		成果向上の可能性	4	
		施策への貢献度	4	
	効率性	手段の最適性	4	B
		コスト効率	4	
		受益者負担の適正	4	
課題認識	県の実地指導で、重度の知的障がいや精神障がいのある障がい者からの特別障害者手当の申請について、日常生活における介護の手間を総合的に判断し、判定医師が認定を下していた従来の方法の見直しを指導された。判定基準を最重度と厳格にすると重度の知的障がい者の認定が難しくなる。また、既受給者においても、有効期限が無期であっても、身体状態を把握し、診断書の提出を求めるように指導された。国や県が指導する判定基準は、重度身体障がい者や最重度の重複障がい者に手厚く、身体障がいのない重度の知的障がい者には、手当てが支給されなくなる恐れがあるため、早急に判定基準の見直しやケース判定を行う必要がある。			

二次評価	
二次評価 (所属部長)	一次評価結果のとおり事業継続と判断する。
意見、課題	

行政評価委員会の答申

外部評価
(行政評価委員会)

経営者会議の最終判断

事業の方向性

現状のまま継続する。

意見、課題